

消 防 危 第 334 号
令和 6 年 12 月 6 日

関係都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件及び
石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を
改正する件の施行について

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和 6 年
総務省告示第 399 号）及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定
める告示の一部を改正する件（令和 6 年総務省、経済産業省、国土交通省告示第 1 号）が本
日公布されました。

今回の改正は、本日公布された石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部
を改正する政令（令和 6 年政令第 359 号）により、石油コンビナート等特別防災区域である
酒田地区について区域の指定を解除する改正がなされることに伴い、所要の措置を講ずる
ものです。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知くださいますよ
うお願い申し上げます。

記

1. 改正内容

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99
号）第 4 条の 20 第 2 項第 3 号イ及びハ並びに石油パイプライン事業の事業用施設の技術
上の基準の細目を定める告示（昭和 48 年通商産業省、運輸省、建設省、自治省告示第 1
号）第 68 条の 7 第 2 項第 2 号の 2 イ及びハについて、石油コンビナート等特別防災区域
を指定する政令（昭和 51 年政令第 192 号）別表の号番号の整理に伴う規定の整理を行う。

2. 施行期日

公布の日の翌日（令和6年12月7日）から施行する。

【連絡先】

消防庁危険物保安室企画係

担当：石野、高橋

TEL：03-5253-7524

FAX：03-5253-7534

○総務省告示第三百九十九号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百五十九号）の施行に伴い、及び危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第二十条の四第四項の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和六年十二月六日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(地震の影響) 第四条の二十 [略] 2 地震の影響に関する特定屋外貯蔵タンクの設計震度の計算方法は、次に定めるとおりとする。 〔一・二 略〕 三 液面揺動の設計水平震度は次の式によること。 イ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この号において「区域令」という。）別表第二号、第二十二号及び第二十三号に掲げる地区ごとの区域 〔図 略〕 〔ロ 略〕 ハ 区域令別表第二号の二、第四号、<u>第十一号</u>、第三十二号及び第三十四号から第三十九号までに掲げる地区ごとの区域 〔図 略〕	(地震の影響) 第四条の二十 [同上] 2 [同上] 〔一・二 同上〕 三 [同上] イ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この号において「区域令」という。）別表第二号、<u>第十二号</u>、<u>第二十二号</u>及び第二十三号に掲げる地区ごとの区域 〔図 同上〕 〔ロ 同上〕 ハ 区域令別表第二号の二、第四号、<u>第十一号</u>、第三十二号及び第三十四号から第三十九号までに掲げる地区ごとの区域 〔図 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

○総務省
経済産業省告示第一号
国土交通省

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百五十九号）の施行に伴い、並びに石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和四十七年通商産業省、運輸省、令第二号）第五十五条第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十八年通商産業省、運輸省、告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和六年十二月六日

総務大臣 村上誠一郎

経済産業大臣 武藤 容治

国土交通大臣 中野 洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(地震の影響) 第六十八条の七　〔略〕 2　地震の影響に関する特定屋外タンクの設計震度等の計算方法は、次の各号に掲げるとおりとする。 〔一・二　略〕 二の二　液面揺動の設計水平震度は、次の式によること。 イ　石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この号において「区域令」という。）別表第二号、第二十二号及び第二十三号に掲げる地区ごとの区域 〔図　略〕 〔ロ　略〕 ハ　区域令別表第二号の二、第四号、<u>第十一号</u>、第三十二号及び第三十四号から第三十九号までに掲げる地区ごとの区域 〔図　略〕 〔三　略〕	(地震の影響) 第六十八条の七　〔同上〕 2　〔同上〕 〔一・二　同上〕 二の二　〔同上〕 イ　石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この号において「区域令」という。）別表第二号、<u>第十二号</u>、第二十二号及び第二十三号に掲げる地区ごとの区域 〔図　同上〕 〔ロ　同上〕 ハ　区域令別表第二号の二、第四号、<u>第十一号</u>、第三十二号及び第三十四号から第三十九号までに掲げる地区ごとの区域 〔図　同上〕 〔三　同上〕
備考　表中の「」の記載は注記である。	